

愛媛県体験型環境学習センター備品等貸出要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、愛媛県体験型環境学習センターが管理する備品等貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象者)

第 2 条 備品等の貸出対象者は、次に掲げるものとする。

- 1 愛媛県内の環境学習及び啓発活動を行う団体・法人
- 2 その他、センター長が特に認めた団体・法人

(貸出備品等及び使用目的)

第 3 条 貸出する備品等は別表のとおりとする。なお、その他の備品等のうちセンター長が特に認めたものは、貸出できるものとする。

- 2 貸出については、その使用目的が環境目的及び啓発活動に限ることとし、営利並びに特定の政治活動・宗教活動のために使用するものに対する貸出は行わないものとする。
- 3 貸出予定期間中に、センターにおいて使用する予定がある場合は、センターでの使用を優先する。

(貸出期間及び貸出料金等)

第 4 条 貸出期間は原則として 1 週間以内とする。ただし、センター長が特に認めた場合は延長することができる。

- 2 貸出料金は無料とする。ただし、運搬及びこれに要する経費は借入者が負担するものとする。

(借入申請)

第 5 条 借入を希望する場合は、借入日の 2 週間前までに借入申請書（第 1 号様式、第 2 号様式）及び借入目的の事業実施要領、その他参考となる資料を提出し、センター長の承諾を受けなければならない。

(転貸禁止及び破損等の報告)

第 6 条 備品等の借入者は、該当の備品等を他の者に転貸してはならない。

- 2 借入者は、借入備品等を常に良好な状態で使用、保管しなければならない

い。

3 借入者は、借入備品等を破損、毀損、汚損または滅失したときは、速やかにセンター長にその旨を報告しなければならない。

(破損等による弁済)

第7条 第6条3項の破損等が借入者の過失による場合は、借入者は備品等を原状復帰するものとし、その損害を弁償しなければならない。

(貸出又は返却の立会)

第8条 センター長が指定した者及び借入者は備品等の貸出及び返却の際には、両者立会の上、貸出備品等の点検、確認を行い、借入備品表(第2号様式)に必要事項を記入し記名捺印しなければならない。

(使用報告)

第9条 借入者は、借入備品等の返却時に使用報告書(第3号様式)をセンター長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

平成31年4月1日改定

(別表)

愛媛県体験型環境学習センター貸出備品等リスト

資機材名称	台数	備考
双眼鏡	20 台	PENTAX「タンクローM」10×21UCFM 小型で軽量。自然観察・野鳥観察などに。
学校環境測定セット	2 台	ガス検知器（一酸化炭素、二酸化炭素濃度測定検知管、ポンプ）、照度計、温度計、100ml ビーカー、測定器本体、比色板（残留塩素、phBTB 法、phPR 法）各 1 枚
ヘッドセットタイプメガホン	2 台	野外活動の際、両手が使える便利な拡声器。腰と肩、どちらにも取り付け可能。ホイッスル機能付き。

(平成 31 年 4 月 1 日現在)